

【町長】

<p>通告順</p>	<p>5</p>	<p>質問 議員</p>	<p>長野議員</p>
<p>質問 項目</p>	<p>J R 留萌本線廃線後の施設及び土地の利活用は</p>		
<p>質問 内容</p>	<p>J R 留萌本線は、「留萌－石狩沼田間」が本年3月に廃止され、2026年3月末には「石狩沼田－深川間」の廃止が決まっている。廃線後、「鉄道用地」や「駅舎・鉄路」の鉄道資産はJ R 北海道から町が譲渡を受けることが出来る。</p> <p>先日、譲渡を受けた場合の活用案について町民への公募があった。今後の参考にするとのことだが、それで町民の声を聴いたというなら不十分ではないか。</p> <p>町民との対話については、案を提示して了承を得るプロセスではなく、地域住民が行政と一体になってまちづくりを考えていく場とすることが重要だ。</p> <p>1、 廃線後の駅エリアを考えると、町だけですべて問題を解決できる訳ではなく、町としての危機感を町民と共有しながら、施策の企画立案の段階から町民を参画させることにより、当事者意識を持ってもらうことが重要ではないか。そのためには、どこまで施策として実現できるかどうかは別として、ワークショップのような形で町民（高校生、沼田学園生徒会・児童会は必須）と率直に議論する場を設けるべきでないか。町長の考えを問う。</p> <p>2、 その際、他の市町村での事例も参考にしながら、単なる鉄道資産の展示にとどまらず、例えば、資料1 観光鉄道列車走行可能コース、資料2 車両を利用した体験運転・乗車体験による観光利用、宿泊、資料3 「JR 北海道廃線跡地活用オープンプログラム」等の幅広い選択肢も視野に入れてはどうか。</p>		

観光鉄道列車コース（例）



廃線後の活用画像北海道から（例）

資料 2



運転体験ができるディーゼル列車＝「ふるさと銀河線りくべつ鉄道」
【陸別町商工会HPより】



無料で列車に泊まれる「道の駅おこっぺ」のルゴーサエクスプレス
【おこっぺ観光協会HPより】



廃線になった駅舎に泊まれる、ライダーハウス三笠市旧萱野駅【ライダーハウス旧萱野駅公式HP】

JR北海道 廃線跡地活用 オープンイノベーションプログラム

締切 2022.11.30



北海道の新たな魅力の創出
道内廃線跡地を活用した

J R北海道では、2021 年 3 月に鉄道事業を廃止した日高線（鷓川～様似間）、2019 年 3 月に鉄道事業を廃止した石勝線（新夕張～夕張間）の廃線跡地の活用について、社外のアイデア・技術を取り入れるため、以下の通りオープンイノベーションプログラムを実施することとします。本プログラムを通じて先進技術を有する事業者と出会い協業することで、この2つの廃線跡地を有効活用し、北海道の新たな魅力を創出することを目指します。

【JR北海道 廃線跡地活用オープンイノベーションプログラム】

【北海道旅客鉄道株式会社（JR北海道）オフィシャルウェブサイトより】

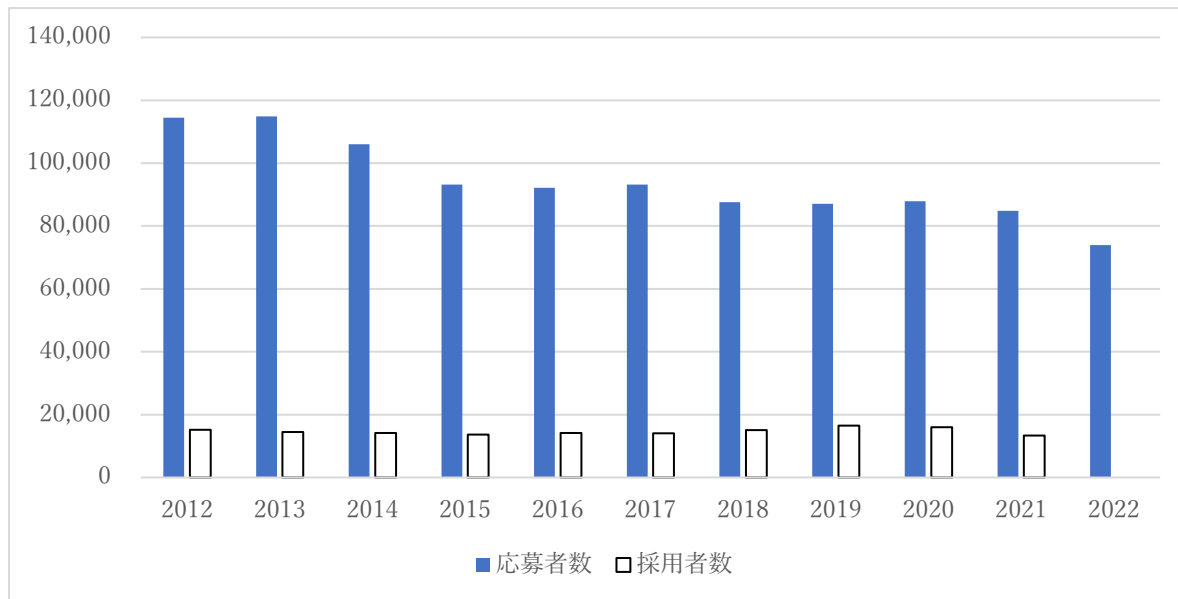
【町長】

<p>通告順</p>	<p>6</p>	<p>質問 議員</p>	<p>篠原議員</p>
<p>質問 項目</p>	<p>本人同意のないまま自衛隊への個人情報提供はやめるべき</p>		
<p>質問 内容</p>	<p>自衛官等の募集事務に関しては、これまでも市町村が広報活動を行ってきたが、応募者数減少の中、募集対象年齢となる住民の個人情報を、自衛隊の求めに応じて市町村が提供する動きが広がっている。</p> <p>今年6月の北海道新聞の報道によると、空知管内24市町のうち17市町が名簿提供、残り7市町が情報の閲覧をさせている。沼田町は2019年（令和元年）から名簿を提供しているとなっていたが、どのような内容をどのような方法で提供したのか聞きたい。</p> <p>本人の同意がないまま個人情報を外部に提供することは、本来個人情報保護法違反にあたるが、今年4月の改定で「法令に基づく場合」本人同意は必要ないとされてしまった。しかし、住民基本台帳法では、情報の閲覧を認めているだけで、電子媒体や紙での提供は想定していない。そもそも、情報提供の効果が疑問視される調査結果もある。自衛隊が米軍とともに活動出来るとした安保法制がある中で、自治体が情報提供に協力することについてはいかなるものかと考える。</p> <p>この動きに対して各地で批判の声が広がっている。沼田町では新聞報道以外は情報があまりなく、個人情報提供の実態を知る町民も少ないのではないかと想像できる。一方、札幌市をはじめ道内でもいくつかの自治体はホームページで自衛隊への情報提供を告知しており、提供を望まない住民への除外申請などの対応も用意されている。</p> <p>沼田町が現在のような状態のまま自衛隊への情報提供を行うことは、町民への背信行為ではないかと考える。少なくとも本人の同意を得ずに情報提供を行うことは中止すべきと考えるがどうか。</p>		

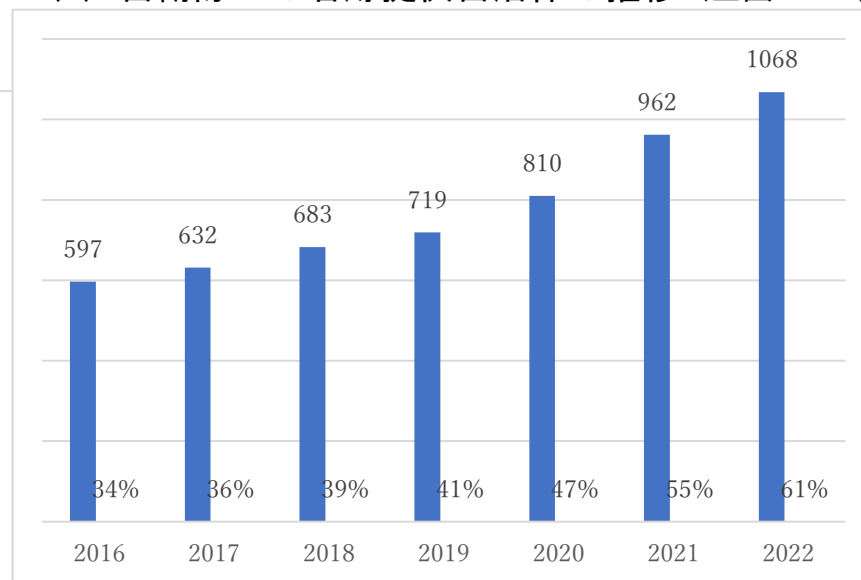
資料 1

(1) 自衛官等の応募者数の推移

自治体)



(2) 自衛隊への名簿提供自治体の推移 (全国 1741 自治体)



(「平和新聞」2022年6月5日付、2023年3月15日付より)

* 応募者数は延べ人数 * 2022年度は2023年1月現在 (防衛省資料を基に作成)

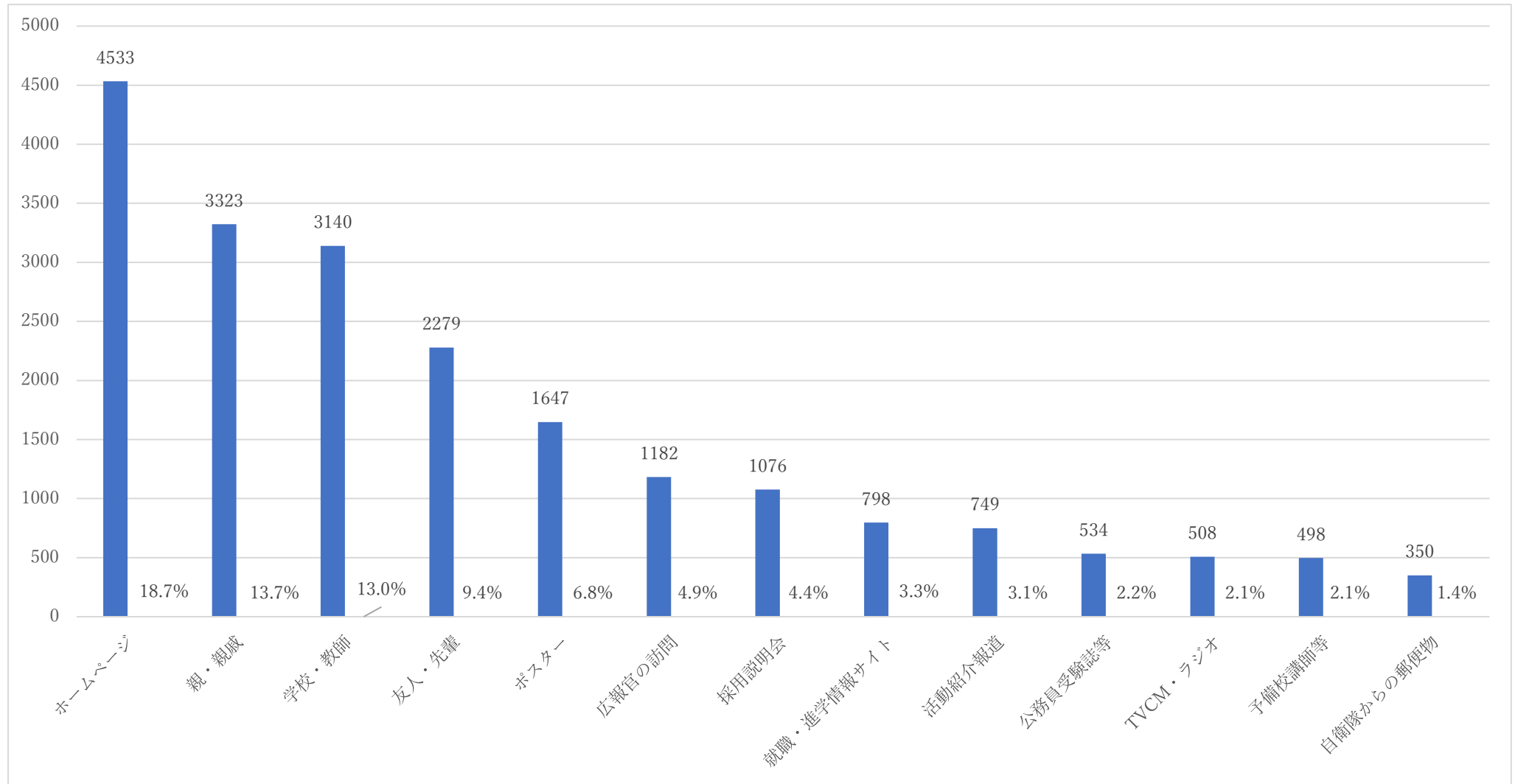
(3) 空知管内24市町の自衛隊への住民名簿提供の有無

名簿を提供 (提供開始年度)	(2017)岩見沢市 (18)秩父別町 (19)沼田町 (20)滝川市 (21)赤平市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町 (22)美唄市、芦別市、三笠市、妹背牛町、北竜町 (23)深川市
名簿を作成し閲覧	夕張市
住民基本台帳閲覧	南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、雨竜町

(2023年6月7日付 北海道新聞デジタル版より)

資料 2

自衛官募集を知った理由 (一般曹候補生：全回答数 24,192 人)



* 「自衛官募集があることを初めて知った募集広告等は何ですか」への回答

(陸上幕僚監内部資料「募集広報媒体認知度調査報告書」を基に「平和新聞」が作成した資料より)